

会員増強運動中

現在、商工会では会員増強運動を実施しています。商工会に加入され、さまざまな経営支援メニューをご利用いただければ幸いです。また、会員の皆様のお知り合いの方で、まだ加入されておられない事業所等ございましたら、是非一度お声掛け頂き、加入勧奨の程宜しく願います。会員様からご紹介いただき、会員になっていただいた場合、ご紹介者に記念品を進呈させていただきます。

【増強月間】

九月から十一月まで

【加入条件】

当管内（旧安古市町）に事業所を有している方

【加入金・年会費】

加入金五千円。
年会費は一万二千円。
キャンペーン期間中は特例あり。

【商工会の主な事業】

- 金融相談（マル経融資制度・リーグ保証制度）
- 労務相談（労災・雇用保険、建設業の一人親方労災制度）
- 税務・経理相談（帳簿のつけ方支援、パソコン会計、決算・申告相談）
- 共済保険制度（商工貯蓄共済、小規模企業共済）
- 講習会（簿記講習会、パソコン講習会、法律相談会）
- 会員イベント事業（視察研修旅行、ボウリング大会、新年互礼会）



会員親睦事業

ボウリング大会

7月4日(土)

七十名の参加者が日頃交流のない人と一緒にプレーし、楽しい歓声が場内に響いていました。ご協賛いただいた企業の皆様ありがとうございました。



先進地視察研修

9月27日(日)・28日(月)

今年、五十四名の参加者で、中津城・豊後田昭和の街・宇佐神宮などを視察しました。



グラウンドゴルフ大会

10月21日(水)

二十三名の参加者が晴天の下、島根県風の会の会場でプレーしました。



パソコン講習会

10月15日(木)開催



税務講習会

9月3日・10日・17日・24日(木)開催



小規模企業共済金制度

掛金月額が10,000円の場合 例え、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、 <u>240か月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。</u>
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い

※1 共済金等の額は、経済情勢等が大きく変化したときには、変更されることもあります。
※2 A・B・準共済金の額は源泉徴収前の共済金等の額です。したがって、掛金月額および契約期間によっては、手取額が掛金合計額を下回る場合があります。
※3 解約手当金の税法上の取扱いについては、任意解約で解約時65歳以上の場合、共同経営者の退任による解約で退任時65歳以上の場合、および法人成りによる解約の場合、退職所得扱いとなります。

女性部

10月23日広島県立体育館において、広島県女性部連合会の第30回親善ビーチボール大会が開催されました。

安古市町商工会女性部はシニア大会に参加し、最初の2試合は惜しくも



ビーチボール大会風景

青年部

